

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会 :会報

河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会ニュース

NO2 発行：2006年8月20日

連絡先：〒186-0004 東京都国立市北1-1-6 コーポ翠1階

多摩島嶼教職員組合（略称：多摩教組）TEL 042-571-2921 Fax 574-3093

郵便振込口座：00110-4-279595

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会

<http://www.din.or.jp/~okidentt/nedusan.htm>

都教委に対話を求めて

私たちは都教委になんども、
なんども要請し、質問しています。しかし・・・



「君が代」に不起立・不服従し、処分された教員たち、とりわけ、処分が繰り返され、この先免職（＝解雇）の心配もある河原井純子さん、根津公子さんについて私たちは、3月以来、「都教委は2人にこれ以上の累積処分をするな」と要請しています。同趣旨の、18,000筆にも上る署名も提出しました。しかしその最中に都教委は、河原井さんを停職1か月に、根津さんを停職3ヶ月に処しました。同じ法令の下で、累積加算処分をするのは東京だけです。私たちは、届けた署名が処分を決める会議でどのように扱われたのかを知りたいと思い、都教委・教育情報課に質問をしてきました。しかし教育情報課が、担当の所管である人事部教職員課の回答だとして私たちに示す回答は、「回答を差し控えさせていただく」という、およそ回答とは呼べないものでした。それでも私たちは何度も何度も足を運びました。挙句の果て、7月に入ると、

「係争中につき回答はできない」と言い、以来、質問の一切を封じてきています。

これが都民に開かれたはずの都教委の姿でしょうか?! 情報を開示する責任を放棄し、都民の知る権利を奪い、都民の声を聴こうともしない都教委の姿勢はただされねばなりません。私たちは都教委に対話を求めていきます。

教員としての良心を貫いている
「君が代」不服従教員への

再発防止研修は違憲違法

許せない! 二重処分

再発防止研修は、セクハラ・体罰など非行をはたらいた者ものに対して行われるものです。今年も7月21日、都教委は今春の「君が代」不起立・不服従者のうち、退職者を除く35名に対して「再発防止研修」なるものを強行しました。

都教委のやり方は昨年よりもさらに陰湿になり、停職処分の河原井さん、根津さんについては、他の33名から切り離し、それぞれを別室にし、一人を都教委3人プラス校長が囲んで行いました。同一内容の講義を聞かせるのにわざわざ別室受講させたのは、2人へのさらなるいじめであり、他への見せしめに他なりません。

さらに都教委は、9月15日には減給、停職処分の14名について、一人を4人が囲み「再発防止研修」の2回目を行うと、該当者に通告しています。

「再発防止研修」なるものは、体罰わいせつ行為などの教職員の服務事故に適用されるもので、憲法・教育基本法を遵守して教育活動をしている教員に適用することは間違いです

**「こんな事を繰り返していても
私は何も変わりません」**

河原井純子

雨の中、不当研修の抗議のために、たくさんの人たちが駆けつけてくださり、心強かったです。新幹線で名古屋から駆けつけてくださった人と、熱い握手!! 合羽の中の清しい笑顔。都教委の無表情な顔、顔、顔と対照的でした。

駆けつけてくださった皆さん、ありがとうございます。

エレベーターに乗る前に、校長に「特別室」と言われたのですが、何のことかその時はわかりませんでした。たくさんの人とエレベーターに乗り、6階で校長と降りようとすると、「ここは6階よ、8階じゃないわよ」と言われ、みんなと違うんだ、校長の言った「特別室」の意味がやっとわかりました。エレベーターに残った人たちも不思議そうな顔をしていました。

601 研修室へ。

かなり緊張した顔の女性ひとり男性ひとりがいました。10時少し前にもうひとりの男性が入室して研修がスタートしました。まず、女性「進行をします。タバタです」後から入室した男性の自己紹介。「企画課長の守谷一幸です。守は守る、それに谷で、数字の一に幸せの幸です」尋ねもしないのに、ていねいに「守谷一幸」をどう書くのか説明しました。なんかおかしかったです。そして私に「所属、職、氏名」を聞いてきました。さらに受講の諸注意にうつりました。話し方が妙にていねいなのが、心地よいというより、妙に気になりました。

「あなたはなぜこの研修にいるのかご存じですか」

「君が代不起立です」とすぐに

「正しくは職務命令違反です」と訂正してきました。

「去年の研修を覚えていますか」

こんなやりとりの後に、①にしたがって講義に入りました。地公法の「上司の命令に従う」を力説していました。講義の後「質問があります」と言いますと「私のお答えできる範囲でお答えします」と返ってきました。

質問「上司の命令に従え、上司の命令に従え、と繰り返していますが、職務命令の公平さ、公正さの基準はどこにあるのですか」

答え「裁判所の判例です」

旭川裁判のことを話し出して（資料を見ながら）、しかし、自信なげです。言いたいことが伝わってこないのです。

質問「教育の営みの中で、命令に絶対服従であってはならない。私たちは過去の歴史においておおきな過ちを犯してしまいました。その点についてはいかがですか。自分で考える、判断する力を育むことが教育の営みと、32年間子どもたちと向き合ってきましたが……」

答え「私も教育は自分で考え、判断する力を培うことだと思っています」と言明しました。

質問「この再発防止研修について、地裁の判決文に、なんども繰り返せば違憲違法の可能性が生じるとありますが、私は、こんなことを繰り返していてもなにもか

わりません。処分ではなく、対話の必要を感じています。そしてそれを切望します！！」（報告書には大切な税金を大切な時間を使って、信用失墜行為です、と、記す）

答え「申し伝えます」（なぜか頭を下げたのです？）

質問「講義の中で職務に全力で遂行すること、職務専念義務を力説されていましたが、私は子どもたちと向き合い職務を全力で遂行して『不起立』をしたのです。教育の営みの一環です」

答え「……………」

「再発防止研修」なるものは、体罰わいせつ行為などの教職員の服務事故に適用されるもので、憲法・教育基本法を遵守して教育活動をしている教員に適用することは間違いです

…私には質問の時間が保証されなかった…

根津公子

大勢の人たちが時間を割き、お金を使って駆けつけてくださいました。また、メールや電話で抗議の声を届けてくださった方もいらっしゃいます。皆さま、ありがとうございました。

以下、その報告です。私になり代わって、追体験をしてみてください。

9時半、会場となっている水道橋の都教職員研修センター前に到着。敷地には17人の背広の職員プラス2人の制服警備員が立っている。入り口にはチェーンが張られ真ん中からは入れないようにされている。チェーンを外すよう要求するが、チェーンがない右端の一角を指し、「ここから入れ」と言う。「出張」で呼んでおいて真ん中から入れないとは何てことだ！といつものことながら思い、開始時刻10分前まで入り口で時間を待った。

雨の中、ぞくぞくと都教委に抗議を、そして私たちを支援してくださる人たちが駆けつけてくださった。都立校の被処分者の会の代理人弁護士が代表して都教委の役人に抗議と申し入れをし、大勢の人たちが見守ってくださる中、私たちは会場へ向った。

9時50分、エレベーターに乗り、私は指定された部屋番号の6階を押してはっとした。エレベーターの中には先に乗った数人が8階を押していた。同じ「再発防止研修」受講者のよう。ここで初めて私と河原井さんが別室に隔離されていることに気づき、あわてて受付で渡された座席表を見ると、私に用意された部屋は私一人、河原井さんも一人で受けさせられるのだとわかった。去年は、停職であった私も、「基本研修」は皆と一緒に部屋に集められたのに、今年は特別待遇。講義は、講義担当者が同じ原稿を読み上げるのだから、私たちだけを取り出す必要など見当たらない。公費の無駄遣いであろうに。いや、そもそも、「再発防止研修」自体が公費の不正使用だ。そこまでしてことさらに、私と河原井さんをいじめたいのか。他への見せしめとしたいのか。そう思いつつ、指定された席に着いた。

私の右手が鶴川二中校長、他にあと3席が用意されていた。10時、研修センター研修部教育経営課A氏の司会で始まった。私の左手に司会のA氏、その後ろに記録をする女性、正面に講義担当者である教職員研修センター研修部教育開発課長B氏が座った。司会は昨年同様、「本日の流れ」を言い、「受講中の注意」を読み上げた。効果的な研修の受け方として「録音禁止」はおかしいではないかと思いつつ、そこは聞き流した。

いよいよ、講義。去年の「基本研修」は、「受講上の注意」のあとはすぐに講義担当者が講義の原稿を読み上げたが、今年のそれは違っていた。私一人が対象なので、減給・停職被処分者を対象に強行した2回目、「専門研修」の時のように、「所属、職、氏名をおっしゃっていただけますか」から始まった。まるで刑事事件の取調べのよう。黙っていると、「拒否ですか」と訊く。「いいえ、拒否ではありません。私を呼んだのはあなた方ですよ。私を特定して呼んだのでしょうか。なぜ、わかっていることを訊くのですか。答える必要がないことをなぜ、訊かれるのですか。その理由がわからないから、答えられないのです」。数度やり取りをした後、担当者は校長に訊き、「受講されるのは、町田市立鶴川第二中学校教諭根津公子さんですね。よろしいですか」と言い、私は返事をしていないのに、「先に進みます」と言った。でもまだ、講義には入らなかった。「初めに質問したいことがあります」と言い、①「職務について実践してきたことを教えてください」と言う。「憲法、教育基本法に則り実践してきました」と私。次に、②「今年度担当している学年、校務分掌を教えてください」と来た。根津：「この質問が今日の研修とどう関係があるのですか」 担当者：「それがわからないと答えられないということですか」「研修との関係が不明確なので答えようがないということですか」 根津：「はい」

③「今回懲戒処分を受けた理由についてどのように承っていますか」。根津：「私はまったく納得していませんが、処分説明書には職務命令違反と書いてありました。」

担当者：「それはわかっているんですね」 根津：「いいえ。説明書に記述してあったという事実のみ、言いました」

④「再発防止研修は地方公務員法 3 2 条違反者に・・・、教育公務員としての自覚を持ってもらうために行います。今日は基本研修として行うものです。そのような研修を今までに受けたことがありますか、ないですか」。 根津：「何のために訊かれるんですか」 担当者：「素直に言ってくれれば」 根津：「素直です。だから、目的のわからないことには答えられません」 担当者：「説明が十分でないから答えられないんですね」 根津：「はい」 担当者：「結構です」

ここまでで 30 分が経過。ようやくのこと、講義に移る。その冒頭、「服務事故を起こすと学校や教育委員会の信用を失うことになる。日頃どんなに素晴らしい実践をしても、任命権者が違反に対し、道義的責任を問うことになる。7 月は服務事故防止月間。自己啓発に努めていただきたい」と、昨年聞かされたと同様のことを言った。そして、「教育公務員の服務義務と関係法令について」と題したレジュメに沿って講義を始めた。見ると、分厚い原稿を読み上げている。地方公務員法第 1 条「制定の目的」を、第 3～4 条「地方公務員法の適用職員」を、そして、「服務規定の主な特徴・内容」として、3 2 条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、3 5 条「職務に専念する義務」、3 3 条「信用失墜行為の禁止」を、条文とその説明なるものを読み上げた。時間がなくなったのか、ところどころ飛ばしているようだった。そして最後は、「組織人としての自覚を高めていただきたい」と結んだ。この間 4 5 分ほど。

聴いていて 6 つの疑問質問が浮かんだ。「たくさん伺いたいことが出てきました。まずは簡単なことから。最後に『組織人としての自覚を高めていただきたい』と言われました。私は組織人としての自覚を十分持って仕事に当たっているつもりですが、だから起立できなかったのですが、こうおっしゃるのは、私に組織人としての自覚がない、あるいは足りないとおっしゃっているのですか」と訊いた。担当者は、「ないと言っているわけではありません。なお一層、ということです」と逃げた。

「納得してはいませんが、たくさんお聞きしたいことがあるので先にいきます」と断って質問に移った。第一の質問は、3 2 条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」の説明で、担当者が「法令の解釈を色々にしてしまう心配があるが…」と言ったことに関して。「おっしゃるとおり、確かに法令の解釈をいろいろにしてしまう心配があると思います。法令自体は変わらないのに、例えば『君が代』処分で言えば、不起立をしても東京でも以前は処分にはならなかった。いま現在でも処分をするのは広島県など数県。累積加重処分に至っては東京だけです。法令の解釈をどう変えることによって今の東京の処分になったのですか。処分にはならなかった頃と、処分になる今との、異なる 2 つの法令解釈について説明をしてください」。担当者は、「処分については

答えません」と席を立とうとする。私は、「法令の解釈を訊いています。受講者の質問に答え、納得させることが研修の目的でしょう。それをして初めて、担当者の職務専念義務は遂行されるのではないですか。答えない、では、受講成果は上がらず、担当者が職務専念義務違反になってしまうでしょう。私は12時を過ぎても構いません。」と言ったが、答えずに退室してしまった。

11時25分、司会者は、「すでに報告書の作成の時間になっています。受講報告書をお書きください」と繰り返す。私は講義の途中で、「効果的に進めるために、一区切りずつで質問の時間を設定してほしい」と要求したが、「最後に質問の時間を保障する」と司会者が言ったからそれに従ったのに、今回も質問の時間は保証されなかった。後で聞くと、他の人たちには、質問の時間が保証されたそうだ。去年も一昨年も質問の時間を取らなかったことを私たちが批判したことが、今回の「研修」に反映されたのだらうと、皆さん言っていたけれど、私にはそれが保証されなかった。なぜ？これも、都教委の指示？

司会者から「受講報告」を書くよう言われ、私は、「質問に答えてもらえず、疑問がいっぱいのまま。受講成果がないのだから、報告は書けません」と言う。「わからない、と書けばよい」と言う。次のように書いた。ボールペンで書き始めてしまったので、文章がおかしくなっても訂正はしなかった（できなかつただけだけれど）。

「地公法に規定する服務規定について担当者のB氏の講義を聴いていて、わからないところがたくさん出てきた。それについて質問の時間が保障されなかったために、この研修は生きたものにならなかった。担当者が受講者の質問に答えてくれて初めて研修が意味あるものになると思うのだが…。私は授業者として常に生徒の質問には丁寧に答え、また、生徒全員にとって授業が意味あるものとなるよう、授業（職務）に専念しているが、今日の研修も同じように受講者である私、根津の理解を深めるものとするべきであった。疑問が解決され、理解が深まった上で書くべきこの報告書は、何一つ疑問が解決されていない状態では書きようがない。

私は今までと同じように、子どもたちを戦争に駆り立ててしまった反省から生まれた教育基本法に則って、教育活動に専念していきます」と。

12時、やっと解放された。ここでも私だけが12時まで退室を禁じられていた。

さて、読んでくださったあなたは、これが意味ある研修と思われましたか？

担当した職員の間々は一体どう思っているのでしょうか？ 研修成果をあげてやろうという「意欲・態度」には私にはどうしても見えないのだけれど・・・。

質問をしたいと思っていたのに、発言さえさせてもらえなかった事項は以下のとおり。回答を求めています。

- ①「上司の職務上の命令」について。「君が代」処分撤回を求める人事委員会審理の校長証人尋問で、高校の校長たちの中に何人か、「本当は起立・伴奏の職務命令を出したくなかった」という趣旨の証言をされました。校長が教育的視点から出したくない、出すべきではない、と思っている職務命令が果たして「正当な職務命令」と言えるのでしょうか。また、「正当な職務命令」とは、何を根拠に、どの機関が判断するのでしょうか。
- ②信用失墜行為の禁止について。昨年の東京、朝日新聞調査によると、東京の「君が代」処分をおかしいと思う都民は6～70%でした。それでも、不起立が信用失墜行為となるのでしょうか。信用失墜行為の要件を満たすもの、基準は何ですか。
- ③同じく信用失墜行為について。噂されている米長教育委員のセクハラ・破廉恥行為は信用失墜行為に該当しないのでしょうか。またその理由は、何ですか。教育委員が一般職ではないからですか。
- ④職務命令が正当であるための要件の一つとして、「実行可能な職務命令であること。犯罪を命じることにはできない」と担当者は言われました。職務命令を発した校長には犯罪に繋がる認識はなくとも、発せられた職員には、その職務命令が犯罪に繋がる認識がある場合、その職務命令は有効ですか、無効ですか（私には「君が代」起立が戦争犯罪に繋がる認識があります）。

9月には減給以上（不起立2回以上）の人たちに「再発防止研修」の2回目、「専門研修」なるものが強行されます。2日に分けて行われ、15日（金）に私（9：00～11：40）と河原井さん（14：00～16：40）は呼ばれています。都教委に抗議の声を寄せてください。できましたら、当日会場にいらして下さるようお願い申し上げます。

〇〇〇

一九三三年ヒットラーは、国会議事堂放火事件をでっち上げ、共産党の陰謀と発表し、大弾圧を始めた。当時のドイツは、世界でも進歩的なワイマル憲法を持っていたが、それを契機にまたたくまに自由と民主主義を失い、破滅の道に突入していった。当時ベルリンの名牧師として知られ、ナチスに抵抗したとして、一九三七年に強制収容所送りになった神学者マルチン・ニーメラーは、回想録に次のように書いている。

共産党員が迫害された。私は党員ではないからじっとしていた。社会党員が弾圧された。私は、党員ではないからやはり沈黙していた。学校が、図書館が、組合が弾圧された。やはり、私には直接的な関係がなかった。教会が迫害された。私は、牧師だから立ち上がった。しかし、その時は、遅すぎた。

(ふ)

7月21日は土砂降りの大雨でした

支援者たちは

再発防止研修が強行された水道橋の技術センター前の路上で…

「あーい 聞こえていますか？ 私たちもここにいますよー」

斎藤義子

あいにくの雨の中9時15分水道橋に到着。益々厚くなる警備体制に本当に腹が立つ。いつも署名を届けに行くときに会う都庁の黒田さんと佐藤さんの顔も見えた。嫌がらせ以外何の意味もないことを十分知っているが故に物々しさだけが増してきている。この研修がいかにも不当であり人権を侵す物であることを訴え責任者との対話を求め続けたが、何の返答もないまま時間切れ。20人ほどの被処分者は仲間の激励に送られて、一時間半の「研修」に向かった。「不当な再発防止研修を直ちに中止せよ」120名ほどのシュプレヒコールが雨の歩道に響いた。その後も40名ほどがそのまま歩道に残り「研修」させられて居るであろう建物の部屋を見上げながらリレートークを続けた。威嚇し続ける都教委の警備陣に「こんなことをしていて良いのか」と怒りをぶつける人、とらわれの仲間に「聞こえていますか」と励ましを届ける人、道行く人に「都教委の暴走のひどさを伝え、再び子どもをお国に差し出す間違いをしてはならない」と訴える人と様々だ。「根津さーん・河原井さーん・被処分者のみなさーん聞こえていますか……」とそれぞれの思いと言葉で語り続けていった。時々全員でシュプレヒコールを入れたり、なかなか帰ってこない仲間に「帰せ帰せ・仲間を帰せの帰せコール」を入れたりととにかく思いを繋げることにがんばった。12時近く再び120名ほどの仲間がそろい「研修」を終えた被処分者を拍手で迎えた。「ご苦労様！お疲れさんでした！」根津さんがなかなか出てこないのが心配。やっと戻ってきた。聞くとなんと、河原井さんと根津さんはそれぞれ個室で4人に囲まれての尋問もどきであったのだ（河原井さんにはソフト戦術とか？）。基本研修であるはずなのに酷すぎる！研修まで累積方式をやるとは人権も憲法も民主主義も無い。そしてみんな報告集会の場に向かった。

【シリーズ 現場から】 N01

公立小学校のありふれた（？）風景

岸田静枝

小学校に勤務して、三十数年の音楽教員である。週二時間の音楽が、高学年では三分の二に減った。その分、持ち学年が拡がり、私は現在、小学二年生から受け持っている。足をぶらぶらさせて、音楽室の椅子に座っている二年生の次が、うっすらと髭の生えている六年生の授業だったりして、頭の切り替えも歌詞カードの張り替えも、大忙しだ。400余人を相手にしていると、気をつけてはいるのだが、毎時間の記録から抜けてしまう子どもが出てきてしまう。反省と課題と、だが、それ以上に悦びの連日である。

「君が代」のピアノ伴奏を断り、処分を受けた。子どもたちとの信頼関係が深まってきたのを、校長は認めていたにもかかわらず、「君が代」を弾くのか弾かないのか、それだけで音楽教員としての評価を下した。弾かないなら異動とほのめかし、事実、一年で異動になった。同僚からも、面倒な存在と胡散臭く見られているから、なるたけ何処吹く風を装っている。楽天的な部類に属している私だが、だいぶ気負っているなあ、無理をしているなあ、と思う。例えば、子どもが怪我をする。その場所が音楽室だと、私の指導力に原因があるとする。リコーダーを振り回すような、落ち着きの無い授業時間が問題だというのだ。「新採二年目の担任に責められる筋合いはないね」とムツとしながらも、喧嘩はしない。「『君が代』を弾かない我儘なひとだと、みんな言ってます。」と以前エバっていたからだ。「君が代」を弾かないだけで処分される、反対に「君が代」さえ弾いていれば、子どもを叩いてもお咎めはない。「君が代」を弾かない音楽教員へは、秋も半ば過ぎから度々、校長室に呼ばれる。主幹という中間管理職が、音楽室に「お話しに」やって来る。私のこの手で「君が代」のピアノ伴奏をする、子どもたちは何の疑いもなく、屈託なく歌い出す。そんな夢にうなされ、目を覚ます夜が始まる。職員会議で、「区教委が私の『君が代』の授業を見に来たのは、何故ですか？」と質問をして、異常事態をアピールするのが精一杯だった。

全校児童朝会で、遠いドイツでのサッカー試合を、詳しく解説する校長に呆れる。他に話さなくてはいけないこと、あるんじゃない？そう思っても顔をしかめるだけ。障害のある子には、学力テスト用紙を家に持って帰らせる担任に、「何で？」しか言えない。「平均点の下がることを恐れているんでしょう？」との言葉は呑み込んでしまう。おかしいと思うことは、意見交換をしたり、話し合いをしたりする、そんな当たり前のことがなくなり、黙っている教員が圧倒的になった。ここ数年、もの言う居心地の悪さが、加速度を増してきた。自分も臆病になってしまっている。情けない。

さまざまな提出書類が増えた。弁護士が「まるで会社ですね」と評した人事考課の自己申告書から始まって、キャリアプラン、経営案、評価基準、研修報告書等、授業に必要な予定やメモの書いてある週案簿まで提出を強いられる。私は理由の分からない書類は「非提出」だが、学校全体に関わる書類は断りきれず、たえず提出期限に追いかけている。それでもまだ現任校には栄養士がいるので、給食の帳簿付けをしなだけで気が軽い。給食の帳簿とは、給食の食材の発注、購入、支払いの事務である。現金は一銭も扱わないが、給食費未納者の督促が終わり、前年度分の収支が一致して、PTA会長にハンコを貰いにいくまで、5月の連休いっぱいかかる。事務職員が減らされたため、担任に比べて事務量の少ない専科教員が、給食事務や就学援助事務を担当するのだ。

「土日に頑張って書類を仕上げるように」と平気で言う管理職に、「えっ、何？それ」と声を上げてはみるが、自己嫌悪に陥りながらも、授業の準備よりも、指定の書類作成を優先してしまう。「夏休みとか、長い休みがあっていいですね」と羨ましがられたのも、今は昔。夏季休業中の37度38度の校舎内で、首にタオルを巻いて、後延ばしにしていた教材創りに励む。普段は教材を練っている時間がない。官製の指導書では理解できない子どもたちにこそ教育が必要、と充分に分かっていても、工夫した授業の準備をすれば、毎日何時に退勤できるか分からない。定時に仕事が終わらないのは「能力がないからだ」と流行の自己責任化。「そうは言っても」と言い返せば「給料体系がいい」とか「民間に比べれば、恵まれている」で片付けられてしまう。親の介護で6時に退勤する私が、早い方である。勿論、私も明日の教材、楽譜作りは深夜である。

始業前の合唱団の朝練習から数えて6時間7時間、声を出し、立ち尽くめ。中休み、昼休み、給食の準備時間まで、入れ替わり立ち代り、子どもが練習に来る。体力、気力、動物力の世界である。6校時が終われば、不審者対策で、手分けをして子どもたちを送って行く。担当の校区から学校に戻って来て4時。「椅子に座ったのは、今日も給食を食べる10分だけだったなあ」と一服する間もなく、「なんとか委員会を始めます」の放送。今は休憩時間だよ、の愚痴も弱々しく、会議室に向う。

土曜日は合唱団の練習がある。課外活動だが、「ずっと音楽教員が指導していました」と逃れられない。日曜日にも演奏会が入ったりして、まったく休みのないヶ月間がある。それでも、「中学校の部活担当は一学期間休みがないというから、まだマシかも」と慰める自分が腹立たしい。体調を崩すと「健康管理が悪い」と責められる。口を開けば、文句が多いと非難され、でも文句は言わなきゃ分からないじゃないか。ぼやいたり、立つ瀬がないと声を上げなければ、子どもも守れない。

非教育的なことを見分ける、研ぎ澄まされた感覚を持ち続けたい。逃げなければ、手をつなげる人々と出会える、と今日も職場で踏ん張っている。

5月に会を発足させてから3ヶ月余り、大勢の方々から

会員の申込やカンパを頂き、ありがとうございました。

名簿・会計担当 金子恵子

8月15日現在で会員数226人になりました。

たいへん心強く思っていますが、さらにおおぜいの会員でこれからの裁判を支えていきたいと思っています。まわりの方々にも声をかけて下さるようよろしくお願いします。

7月に初めての会報をお送りしましたが、領収書を間違えて入れたり会報を入れ忘れなどのミスがありました。大変申し訳ありませんでした。領収書が届かなかったり、住所・氏名に間違いなどがありましたらお手数をおかけしますが最初のページに表記した連絡先までお知らせください。

支援行動のお願い

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会・事務局

★★9月再発防止研修（専門研修・不起立2回以上の減給被処分者対象 14人）時
都教委への抗議と被処分者激励

集合場所と時刻：都教職員研修センター前（JR水道橋東口 都立工芸高校東隣）
各回開始30分前

日時：9月11日（月）午前9時～11時40分 と 午後14時～16時40分

9月15日（金）午前9時～11時40分 （根津公子さんはこの時間です）

午後14時～16時40分 （河原井純子さんはこの時間です）

★★2004年2005年 不服従被処分者 都人事委員会審理 傍聴支援

日時：9月5日（火）14：00～ 牧野一恵さん

10月6日（金）14：00～ 根津公子さん 福島進さん

☆15分前にご集合ください。

場所：都第一庁舎N棟 39階人事委員会室